

## 関東学生ホッケー連盟規約

<p>第1章 (総則)</p> <p>第1条 本連盟は、関東学生ホッケー連盟と称し、英文では、Kanto University Hockey Union (略称：K U H U) と称する。</p> <p>第2条 本連盟は、関東地区1都7県（東京都・神奈川県・山梨県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県）のホッケー協会に加盟登録している大学及び高等専門学校（以下大学と称する）の構成員をもって組織する。</p> <p>第3条 本連盟は東京都内に事務局を置く。</p>
<p>第2章 (目的及び事業)</p> <p>第4条 本連盟は、ホッケー競技の普及と技術の向上、並びに加盟大学相互の親睦を図り、ホッケー競技を通じて学生の心身の健全なる発達に資することを目的とする。</p> <p>第5条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 関東地区に所在する各地方協会への協力。</p> <p>(2) 競技会の開催。</p> <p>(3) 講習会並びに研究会の開催。</p> <p>(4) 日本学生ホッケー連盟への加盟及び役員への派遣。</p> <p>(5) 図書・刊行物の編纂並びに発行。</p> <p>(6) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。</p>
<p>第3章 (加盟及び脱退)</p> <p>第6条 本連盟に加盟するには、第2条に加え、別途定める方法により加盟登録し、役員会の承認を得なければならない。加盟登録のない大学チーム・選手は、本連盟の開催する競技会に参加することはできない。</p> <p>第7条 加盟大学（男女2チームある場合は、各チーム）は、当該大学に在籍する者の内から学連委員1名及び当該大学より推薦を受けた社会人理事1名を登録する。学連委員、社会人理事が交代する場合は速やかに登録変更を行わなければならない。</p> <p>第8条 正当なる理由をもって脱退を表明する大学は、別途定める方法により脱退理由を提出し、総会の承認を得なければならない。</p>
<p>第4章 (総会)</p> <p>第9条 総会は本連盟の最高議決機関とし、本連盟学生役員、学連委員及び社会人役員、社会人理事で構成される。</p> <p>第10条 総会において事業計画・予算・決算の承認、規約の改廃、その他の連盟の基本的な重要事項を決定するとともに、学生役員の承認、社会人役員の選任を行う。</p> <p>第11条 総会は、学連委員及び社会人理事の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、議案は出席学連委員及び社会人理事（委任状を含む）の過半数により決定される。ただし、規約改定は過半数の出席（委任状を含む）の下、3分の2以上の多数（委任状を含む）による。</p> <p>第12条 総会は会長により招集され、会長が議長を務める。</p> <p>第13条 定時総会は、事業年度終了後2カ月以内に開催しなければならない。</p> <p>第14条 学連委員及び社会人理事は、その過半数の署名による請求により、会長に招集を求める事が出来る。</p>
<p>第5章 (学連委員会)</p> <p>第15条 学連委員会は全学連委員によって構成され、役員会上程議案の事前検討を行い、また役員会決議を加盟校へ周知させるとともに、本連盟の業務を主体として実施する。</p> <p>第16条 学連委員会は学連委員長が招集し、原則として1回/月開催される。</p> <p>第17条 決議事項は、学連委員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席者（委任状を含む）の過半数により決定される。</p> <p>第18条 学連委員会が必要と認めた場合は、加盟大学に在籍する者の内から副学連委員を置く事が出来る。ただし、副学連委員は採決には加われない。</p>
<p>第6章 (学生役員)</p> <p>第19条 学生役員は学連委員長1名、学連副委員長2名、専門委員会委員長若干名及び書記1名とする。</p> <p>第20条 学連委員長は学連委員会で学連委員の互選により指名される。</p> <p>第21条 学連副委員長、各専門委員会委員長及び書記は学連委員の内から学連委員長が指名する。学連委員長及び副学連委員長は書記を除き、各専門委員会委員長、専門委員を兼ねる事が出来る。</p> <p>第22条 学生役員の任期は1年、総会での承認を持って正式な就任とし、任期は次期定時総会までとする。なお再任は拒まない。</p>
<p>第7章 (社会人役員)</p> <p>第23条 社会人役員は会長1名、副会長若干名、常任理事若干名、監事2名とする。</p> <p>第24条 社会人役員には社会人理事のほか、学識経験者等を推薦することが出来る。ただし、常任理事の過半数は社会人理事でなければならない。</p> <p>第25条 会長は、本連盟を代表し、本連盟の目的に沿って、学連委員会を支援し、学連委員を指導するとともに、連盟を統括する。</p> <p>第26条 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。</p> <p>第27条 監事は、本連盟の業務並びに会計を監査し、定時総会において監査報告を行う。また役員会等に出席する等して、必要な場合、意見を述べなければならない。ただし議決には加われない。</p> <p>第28条 常任理事は総会で決議された事業計画・予算に基づき、本連盟の業務を執行する。</p> <p>第29条 社会人役員の任期は2年、総会の選任を持って就任とし、任期は次々期定時総会までとする。なお再任は拒まない。</p>
<p>第8章 (役員会)</p> <p>第30条 役員会は学生役員及び社会人役員により構成される。役員会は総会の決定に沿った、具体的な業務の執行に係る意思決定を行なう。また、本連盟の基本的業務の企画、検討並びに総会への提案を行なう。</p> <p>第31条 役員会は会長により招集され、会長が議長を務める。</p> <p>第32条 役員会は少なくとも期初・中間・期末の3回開かなくてはならない。</p> <p>第33条 役員会は、役員者の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、決議事項は出席者（委任状を含む）の過半数により</p>

	<p>決定される。</p> <p>第34条 全ての役員は必要と認めた場合、役員会の招集を会長に求める事が出来る。</p> <p>第35条 総会において社会人役員が改選された場合は、総会後の役員会において、役員の間により常任理事の中から理事長1名、副理事長2名、事務局長1名を選定する。</p> <p>第36条 役員会において、学連委員長及び／又は理事長は業務の執行に必要な案件を提案し審議を求めるとともに、執行状況を報告する。 学連委員長及び／又は理事長は専門委員会委員長及び／又は主担当理事に担当の案件の提案及び状況の報告をさせる事が出来る。</p> <p>第37条 期末の役員会において、理事長の提案を受け、監事会計監査に提供される計算書類、総会付議議案を決議する。役員会は委員会として規約委員会、大会実行委員会を設置する事が出来る。</p> <p>第38条 規約委員会は本規約の改定等、大会実行委員会は上部団体の主催する大会の主管を目的とする。委員会の委員長、委員は役員の間により。</p>
第9章 (理事長)	<p>第39条 理事長は総会及び役員会の決定した基本方針に従い、学連委員会を支援し、学連委員を指導し、学連委員長と共に、本連盟の業務の執行を統括する。</p> <p>第40条 理事長は常任理事の内から各専門委員会の主担当理事、及び必要に応じて担当理事を指名し、学連委員長と共に、専門委員会委員長及び主担当理事と連携して業務の執行を円滑に行う。</p> <p>第41条 理事長、副理事長は、主担当理事、担当理事を兼ねる事が出来る。</p> <p>第42条 理事長は特に必要と認めた場合、常任理事以外の社会人（社会人理事を含む）を担当理事に推薦することが出来る。ただし役員会の承認を得なければならない。</p> <p>第43条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在の場合は、その業務を代行する。</p>
第10章 (事務局長)	<p>第44条 事務局長は、書記と連携して連盟の事務を統括し、総会・役員会の事務局となる。</p> <p>第45条 事務局長は、学連委員会の諮問に答え、学連委員を指導し、連盟の運営の円滑化を図る。</p>
第11章 (専門委員会)	<p>第46条 専門委員会として、財務、競技、審判、普及、広報、表彰の6委員会を置く。 専門委員会は学連委員長及び／又は理事長と共に、役員会に提案する議案の検討ならびに策定、及び本連盟の具体的な業務執行にあたる。</p> <p>第47条 専門委員会は委員長1名、委員若干名及び主担当理事1名、担当理事若干名から構成される。</p> <p>第48条 専門委員会委員は専門委員会委員長が推薦し、学連委員会の承認を得る。</p> <p>第49条 学生役員以外の専門委員及び社会人役員以外の担当理事は役員会に出席し、意見を述べる事が出来るが、議決の必要な案件において、その議決には加われない。</p> <p>第50条 会長、副会長、監事は自ら必要と認める場合、専門委員会の討議に加わる事が出来る。</p>
第12章 (会計)	<p>第51条 本連盟の経費は、別に定める加盟校加盟登録料、競技会参加料、関係機関補助金、寄付金その他をもってこれに充てる。</p> <p>第52条 本連盟の事業年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。</p>
第13章 (その他本規約に定めのない事項)	<p>第53条 その他、本連盟の事業運営について本規約に定めのない事項は、役員会において協議する。</p> <p>第54条 会長が本規約に定めのない事項を検討するために必要と認めた場合は、副会長、外部有識者からなる特別委員会を設置する事が出来る。特別委員会にはオブザーバーとして監事が参加する。</p> <p>1. 本規約は、平成20年2月19日の総会において改訂され、同日をもって施行する。 2. 本規約は、平成30年2月17日の総会において一部改正され、同日をもって施行された。</p>
附則1. 加盟費に関する規定	<p>本連盟加盟費は、年間1チーム30,000円とし、財務委員会の定める期限までに連盟に納付するものとする。</p>
附則2. 競技会に関する規定	<p>(1) 本連盟が主催する競技会は、下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 春季関東学生ホッケーリーグ</li> <li>ii) 秋季関東学生ホッケーリーグ</li> <li>iii) 全日本大学ホッケー王座決定戦東日本第二代表決定戦</li> <li>iv) 東日本学生ホッケー選手権大会</li> </ul> <p>(2) 本連盟が主管できる競技会は、下記の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 全日本学生ホッケー選手権大会(男子・女子)</li> <li>ii) 全日本大学ホッケー王座決定戦・東西対抗戦</li> <li>iii) その他、役員会が認めた大会</li> </ul> <p>(3) 本連盟が主催する競技会の参加料は役員会において定める。</p> <p>(4) 競技に関して、本連盟規約に特設の定めのない場合は、(公社)日本ホッケー協会の規定に準ずるものとする。</p>
附則3. 専門委員会に関する規定	<p>(1) 財務委員会は、「会計規則」案、年度予算案、年度決算案を策定するなど、本連盟の財務全般を司る。</p> <p>(2) 競技委員会は、主催、主管する競技会の運営役員案を含む「運営規定」案を策定するなど、競技会の円滑な運営を司る。</p> <p>(3) 審判委員会は、「審判に関する規定」案を策定し、審判講習会の主催・後援、審判員の育成、審判員の能力向上等を実践する。</p> <p>(4) 普及委員会は、指導員の養成、チーム新設の促進、新設チームの助成、その他の計画案を策定するとともに、それらを実践し、本連盟の普及全般を司る。</p> <p>(5) 広報委員会は、プログラム、パンフレット、ポスター、記者説明会などを利用して、本連盟が主催する競技会及び事業に係る広報を効率よく行い、本連盟に対する理解を促進する。</p>

(6) 表彰委員会は、「表彰に関する規定」案を策定し、本連盟が主催する競技会及び事業に係る表彰を司る。